



徳島労働局発表  
平成28年1月26日

	徳島労働局雇用均等室
担当	室長 佐藤 真理子 地方機会均等指導官 新居 美佐子 電話 (088) 652-2718

## 「女性活躍推進法に関する個別相談会」を開催します

平成28年4月1日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）が全面施行されます。

これにより常時301人以上の労働者を雇用する企業は、同法に基づき、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・社内周知・公表、③行動計画策定届の労働局への提出、④女性の活躍に関する情報の公表を行う必要があります。

(※300人以下の労働者を雇用する企業については、努力義務となっています。)

徳島労働局では、県内の各企業において女性活躍推進法に基づく取組を円滑にすすめていただくため、次のとおり個別相談会を開催致します。

### 1. 「女性活躍推進法に関する個別相談会」の開催（参加費無料）

○日 時：平成28年2月18日（木）10:00～16:00

平成28年2月23日（火）10:00～16:00

※相談は、1企業30分以内とさせていただきます。

○場 所： 徳島地方合同庁舎 6階 会議室

○申 込： 事前の申込みが必要（チラシ裏面の申込書をFAXにて送付願います）

FAX 088-652-2751

○相談内容：（例）・女性の活躍状況の把握・課題分析について

・女性活躍推進法に係る行動計画の策定について

・女性活躍推進法に係る行動計画の社内周知、外部への公表について

・女性の活躍に関する情報の公表について

・女性活躍加速化助成金について など

### 2. 女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届を1月から受け付けています！

労働局では、平成28年1月から一般事業主行動計画策定届の受付を開始しました。

「女性活躍推進法に関する個別相談会」当日も受け付けします。

○一般事業主行動計画策定届（様式第1号）は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

○提出方法は、持参または郵送でお願いします。

お問い合わせ・提出先：徳島労働局雇用均等室  
〒770-0851  
徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階  
電話088-652-2718

#### 添付資料

- ・チラシ「女性活躍推進法に関する個別相談会」（裏面申込書）
- ・リーフレット「女性の職場における活躍を推進する女性活躍推進法が成立しました！」
- ・様式「女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第1号）
- ・リーフレット「平成27年度 女性活躍加速化助成金のご案内」